児童扶養手当　よくある質問

Q　児童扶養手当とは、どのような手当ですか。

A　離婚等により、父親がいない児童を監護（監督保護）している母子家庭の母、母親がいない児童を監護(監督保護)している父子家庭の父等からの申請に基づき支給される手当です。（所得制限があります）

「離婚届は提出しているが元配偶者と同居をしている場合」「別居はしているが離婚の調停中で離婚届が出されていない場合」は、申請ができません。

なお、児童が障害を有する場合は、20 歳未満まで手当が支給されます。

【対象児童】次のいずれかに該当する児童

・父母が離婚した児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が重度の障害の状態にある児童
・父または母の生死が明らかでない児童
・父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
・父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
・母が婚姻によらないで生まれた児童
・父母が不明である児童

Q　離婚後は実家の両親と同居しますが、児童扶養手当は申請できないのですか。

A　親などの親族との同居の場合でも申請できないわけではありません。

ただし、同居する親族(「扶養義務者」といいます)の所得が制限を超える場合、手当が支給停止となることがあります。

なお、両親のほか、兄弟姉妹・成人した子供等、直系親族も「扶養義務者」に該当します。

それぞれのケースによって異なりますので、詳しくは担当にご相談ください。

Q　児童扶養手当の手当額は、どのくらいですか。

A　所得制限があり、手当額は所得に応じて算出されます。

詳しくは、ホームページ等をご確認ください。

Q　児童扶養手当を申請しましたが、今年度は「全部停止」だそうです。今後ずっと支給されないのでしょうか。

A　手当額を算出した結果、所得制限限度額を超えている場合、「全部停止（手当額０円)」となります。

年度ごとに見直しを行い、所得が減少し限度額以下となれば手当が支給されることとなります。

なお、請求者・扶養義務者、それぞれで見直しを行います。

Q　児童扶養手当の申請はどこでできますか。

A　以下の窓口に請求者ご本人が来庁の上、手続きをお願いします。

「子ども家庭支援課 子育て給付係（安曇野市豊科 6000 番地　市役所本庁舎 1 階 ⑰番窓口)」

※　支所ではお手続きができません。

Q　児童扶養手当は、いつ支給されるのですか。

A　年６回（奇数月の各 11 日）です。

各支給月の「前々月分・前月分」が支給されます。【例】７月支給…５月分・６月分

11 日が休日の場合は、前営業日が支給日となります。【例】「10/11(日)」→「10/9(金)」

Q　児童扶養手当は、いつの分から支給されますか。

A　手続きの翌月分から支給となります。

Q　現況届とは、どのようなものですか。

A　現況届は、毎年８月に行っていただく更新の手続きになります。

年に１回、児童扶養手当の受給資格について確認するための届出であり、毎年７月末頃に届出用紙をお送りしますので、８月中にご提出をお願いします。

８月中に提出がない場合は、11月分以降の手当がいったん差し止められることがあります。

Q　児童扶養手当を受給中ですが、障害年金を申請する予定です。なにか手続きが必要ですか。

A　障害年金と児童扶養手当との調整が必要なため、手続きが必要です。

児童扶養手当が減額となり、障害年金の受給額・支給開始日によっては、支給済みの児童扶養手当を返還していただく場合がありますので、障害年金を申請する時点で、お早めに担当にご相談ください。

Q　児童扶養手当を受給中ですが、異性のパートナーと同居する予定です。なにか手続きが必要ですか。

A　異性と同居（異性の頻繁な訪問、異性から生活の援助(金銭等)を含む）するときは、手続きが必要となります。

このような事実がありながら児童扶養手当を受給した場合、支給済みの児童扶養手当を返還していただくこととなりますので、速やかに手続きをしてください。

Q　児童扶養手当を受給中ですが、手続きが必要となるのはどのようなときですか。

A　以下のいずれかに該当する場合、手続きが必要です。

・受給者本人や児童が住所変更をしたとき
・受給者本人や児童が氏名変更をしたとき
・対象児童の数に変更が生じるとき（児童福祉施設の入退所、対象児童の婚姻など）
・扶養義務者の住所変更により、その人と同居または別居することになったとき
・振込先口座を変更するとき
・受給者本人が婚姻したとき
・異性と同居することになったとき、異性の頻繁な訪問があるとき、異性から生活の援助（金銭等）があったとき